

総合評価方式の主な改正内容について

(R4年6月)

○改正内容

- (1) 評価点の端数処理及び表示を見直し
 - ・技術評価点及び価格評価点について、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位まで表示とする。
- (2) 酷似した技術提案があった場合の取扱いを追加
 - ・技術提案について、提案内容（添付資料等を含む。）が酷似したものが複数の入札参加者から提出されるなど、提案内容について業者間で協議した、又は提案内容を第三者から提供されたと技術審査会が判断したものについては、失格とする。
- (3) 提案項目における技術提案数の上限を追加
 - ・各提案項目において、技術提案数の上限を「5提案以内」とする。
- (4) その他
 - ・ガイドライン内に記載の年・年度について、所要の改正を行う。

○適用

令和4年6月以降に発注するものから適用